

千葉県の里親制度等について

令和4年2月8日(水)

千葉県 健康福祉部 児童家庭課

里親制度等について

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			13,485世帯	4,609世帯	5,832人		ホーム数	417か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	11,047世帯	3,627世帯	4,456人			
		専門里親	716世帯	188世帯	215人			
		養子縁組里親	5,053世帯	351世帯	344人			
親族里親	618世帯	576世帯	817人					

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	144か所	612か所	51か所	58か所	221か所	193か所
定員	3,906人	31,494人	1,992人	3,464人	4,592世帯	1,255人
現員	2,760人	24,539人	1,370人	1,201人	3,367世帯 児童5,626人	662人
職員総数	5,226人	19,239人	1,456人	1,799人	2,075人	885人

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例から家庭福祉課にて作成(令和2年3月末現在)
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和元年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は社会福祉施設等調査(令和元年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(令和2年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は国立2施設を含む

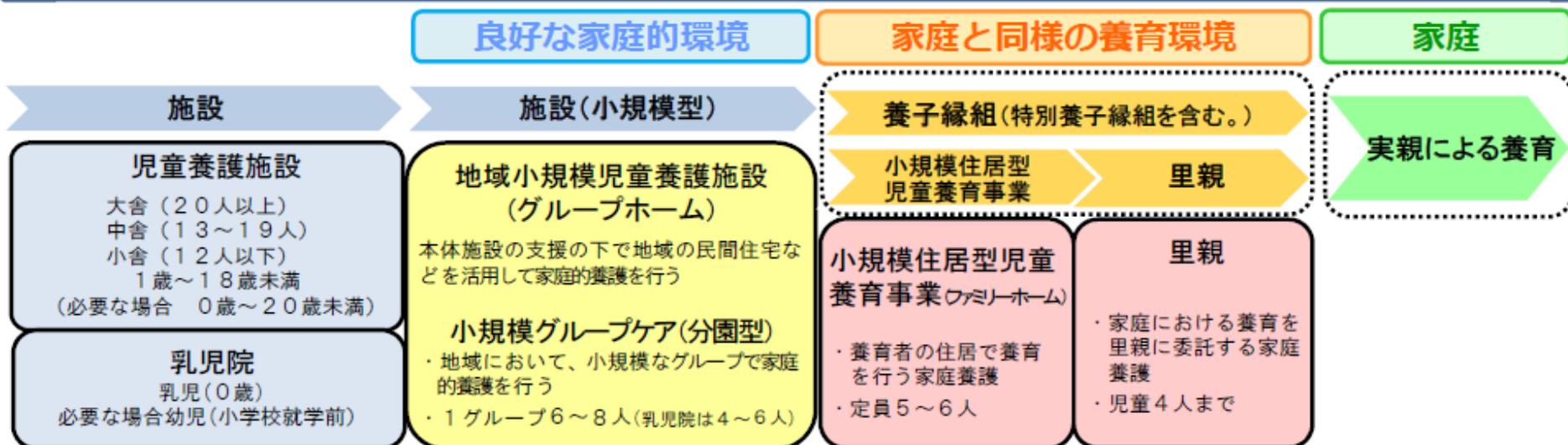
小規模グループケア	1,936か所
地域小規模児童養護施設	456か所

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}} \quad \text{令和2年3月末} \quad 21.5\%$$

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成22年3月末の11.1%から、令和2年3月末には21.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和元年度末で417か所、委託児童1,660人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率

都道府県市別の里親等委託率の差

70 都道府県市別里親等委託率（令和元年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

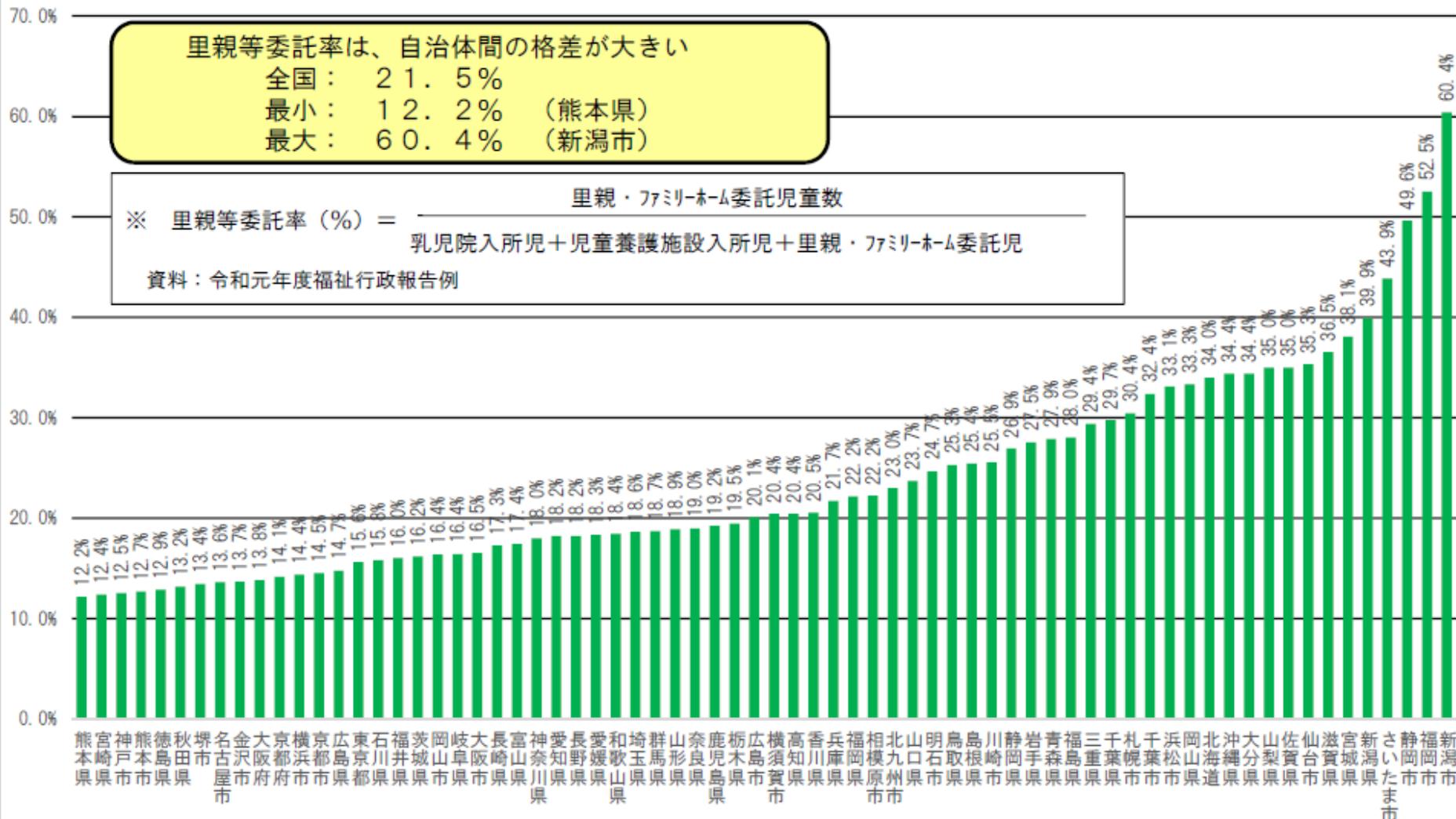
全国： 21.5%

最小： 12.2%（熊本県）

最大： 60.4%（新潟市）

$$\text{※ 里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：令和元年度福祉行政報告例



里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親
	養育里親	専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	10,136世帯	702世帯	4,238世帯	588世帯
委託里親数	3,441世帯	193世帯	317世帯	558世帯
委託児童数	4,235人	223人	321人	777人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

里親手当 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）
（月額） 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額の拡充等を行う。

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 59,510円、乳児以外 51,610円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

里親に支給される手当等

※令和2年度予算

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。
（それ以外は補助者）

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：372か所、委託児童数：1,548人 ※福祉行政報告例（平成31年3月末現在）

里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・ 里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。
 - ・ 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・ 里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
 - ・ 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設等なら同意するが、里親の場合に同意しない）等
- 児童の問題の複雑化
 - ・ 発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている。等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・ 児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・ 里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・ 未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・ 職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題。等

里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・ 区町村や里親会等との連携・協力
 - ・ 里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）
 - ・ 一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業。等
- 実親の理解
 - ・ 養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・ 養育里親についての里親の意識
 - ・ 実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託。等
- 里親の支援
 - ・ 里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・ 里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・ 里親研修、養育技術の向上
 - ・ 地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる。等
- 実施体制、実施方針
 - ・ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・ 里親会の強化
 - ・ 里親担当職員の増員等
 - ・ 里親委託のガイドラインの策定
 - ・ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし。等

（平成22年10月、各都道府県市へのアンケート結果より）

千葉県の現状について

<認定基準>

- 千葉県内(千葉市在住は除く)に居住していること
- 心身ともに健康であること
- 児童の養育について理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- 経済的に困窮していないこと
- 研修を修了していること
- 里親希望者とその同居人が禁錮以上の刑に処せられたことがないこと
- 里親希望者とその同居人が児童福祉法及び児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金以上の刑に処されたことがないこと。
- 里親希望者とその同居人が暴力団員または暴力関係者ではないこと
- 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること
- 家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること
- 里親を希望する動機が児童の最善の福祉を目的とするものであり、里親制度が社会的養護であることを理解し、里親支援機関等との協働が可能であること

<手続きの流れ>

①相談・申請

- 住所地を管轄する児童相談所で里親登録の相談や申請を受付

② 調査

- 児童相談所職員による家庭訪問や面接により家庭状況や子どもの養育の考え方等について調査

③ 意見

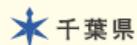
- 都道府県知事に里親登録に関する意見を提出

④ 諮問・答申

- 社会福祉審議会において里親希望者の適格性について審査

⑤ 認定・登録

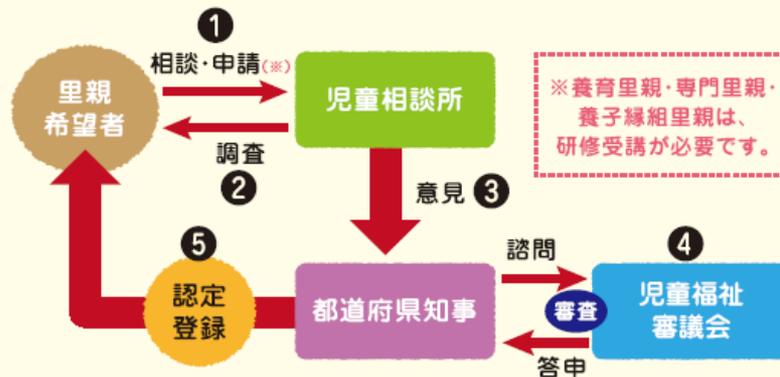
- 里親として適格と認定された者を里親として登録



里親制度



里親希望から登録までの流れ



里親として登録を受けたら

児童相談所で保護した子どもの保護者が里親への委託を承諾した場合等に、その子どもや里親の状況を考慮して、児童相談所が子どもに合った里親を選び委託します。

登録期間

登録期間は5年です。登録後5年経過時に見直しが行われます。その際に、継続意思の確認をし、継続する場合には登録時と変わったことや希望する子どもの条件などを再確認して、再度審議会で登録の更新を審査いたします。

里親の登録と委託の状況について

表1 登録と委託の状況

里 親		登録 里親数 (組)	委託 里親数 (組)	委託 児童数 (人)	ファミリーホーム	
		585	226	285		
区 分	養育里親	500	182	219	ホーム数	14
	専門里親	18	4	5		
	養子縁組里親	275	15	17	委託児童数	58
	親族里親	33	28	44		

(令和3年3月31日時点)

※出典：福祉行政報告例

※養子縁組里親は養育里親の再掲を含む。

※千葉市は除く

表2 登録と委託の推移

年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
登 録 里 親 数 (組)		438	469	480	500	567	585
	養育里親	385	393	436	436	477	500
	専門里親	18	19	20	20	20	18
	養子縁組里親	264	262	224	224	256	275
	親族里親	23	27	30	30	34	33
児童を委託している里親数(組)		155	169	178	185	211	226

(令和3年3月31日時点)

※出典：福祉行政報告例

※養子縁組里親は養育里親の再掲を含む。

※千葉市は除く

表3 里親等委託・乳児院・児童養護施設への入所児童数と割合

	児童養護施設		乳児院		里親等		合計
	入所児童数(人)	割合(%)	入所児童数(人)	割合(%)	委託児童数(人)	割合(%)	児童数(人)
H27年度	749	70.9	82	7.8	226	21.4	1,057
H28年度	724	68.2	77	7.3	261	24.6	1,062
H29年度	731	68.0	72	6.7	272	25.3	1,075
H30年度	701	64.9	78	7.2	301	27.9	1,080
R1年度	694	63.0	78	7.1	329	29.9	1,101
R2年度	712	63.5	66	5.9	343	30.6	1,121

(令和3年3月31日時点)

里親等委託率

※出典：福祉行政報告例

※千葉県は除く

※割合は小数第2位を四捨五入

表4 委託児童の年齢

委託児童数		子ども年齢				合計
		3歳未満	3～6歳	7歳以上		
令和2年度末委託児童数	合計		40	65	180	285
	里親種別内訳	養育里親	27	56	136	219
		専門里親	0	0	5	5
		親族里親	0	5	39	44
		養子縁組里親	13	4	0	17
	ファミリーホーム		8	13	37	58

※出典：福祉行政報告例

※養子縁組里親は養育里親の再掲を含む。

※千葉市は除く

(令和3年3月31日時点)

千葉県の取組について

～「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」より～

里親委託の推進

<現状と課題>

- 里親登録は年々増加しているが、里親等委託率の目標を達成するためにはさらに増やしていく必要がある。
- 里親の養育技術の向上を図るための研修の実施や支援の充実が重要。

<主な事業>

事業名	概要
里親委託を推進する事業	里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向上と里親登録数の増加(新規開拓)、里親の養育技術の向上(資質向上)、里親の養育に対する支援体制の構築(養育支援)を行います。
(新規開拓)	里親制度の普及・啓発のため、里親大会や里親制度説明会を開催します。啓発物品の作成・配布や里親制度啓発パネルの貸出しを行います。
(資質向上)	里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修などを行います。
(里親支援)	子どもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助などを行います。
児童保護措置費 児童保護県単措置費	里親に子どもを委託したことにより要する生活費等を負担します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	里親に委託している子どもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。

<目標>

項目	現状	目標	期限
里親等委託率 (千葉県)	27.9% (平成30年度)	32.6%	令和4年度
		34.8%	令和6年度
		40.0%	令和11年度
里親等委託率 (千葉市)	30.1% (平成30年度)	38.2%	令和4年度
		43.8%	令和6年度
		56.0%	令和11年度
登録里親数	586組 (平成30年度)	852組	令和11年度

ファミリーホームへの支援と設置の推進

<現状と課題>

- ファミリーホームは、虐待等により家庭で暮らすことができない子どもたちを養育者自身の家庭で預かる点で里親と同様であり、県としても設置を推進している。
- 親からの虐待等の影響により問題行動や心身の問題を抱えるなど養育が難しい子どもが委託される場合が多く、安定した運営ができるよう支援を強化することが必要。
- 少ない養育者で多くの子どもを養育していることから、研修や情報交換等の機会を確保することが難しい。

<主な事業>

事業名	概要
児童保護措置費 児童保護県単措置費	ファミリーホームに子どもを委託したことにより要する人件費や生活費等を負担します。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	ファミリーホームにおいて、子どもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	ファミリーホームに入所している子どもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。 また、新たにファミリーホームを開設する場合に必要な上記の費用についても補助します。

<目標>

項目	現状	目標	期限
ファミリーホームの数	18か所（平成30年度末）	33か所	令和11年度